

日本法医学会課題調査報告

被虐待児の法医解剖例に関する調査 平成 27 (2015) 年～令和 3 (2021) 年

日本法医学会企画調査委員会

日本法医学会では、児童虐待の防止に関する法律が施行された 2000 年から継続的に被虐待児の法医解剖事例の調査を行っており、今回は前回の平成 19(2007)年から平成 26(2014)年の調査に引き続き、平成 27 (2015) 年～令和 3 (2021) 年の結果報告である。

令和 3 (2021) 年の児童相談所での児童虐待相談対応件数は、207,659 件(速報値)で過去最多を更新した。令和 2 (2020) 年度以降、同件数の対前年度の伸びが緩やかになっているが、新型コロナウイルス感染症の蔓延により相談が減っている可能性も指摘されている。今回もデータを経時的に比較しやすいように、出来るだけ前回までの調査に合わせて集計した。引き続き、この調査結果が虐待死を抑止する施策に繋がることを期待する。

なお、この調査の実施にあたり、日本法医学会「医の倫理委員会」の審査を受け承認を得ている。

1. 調査対象について

調査対象としては、前回同様、「児童虐待の防止等に関する法律」上の虐待(狭義の虐待: 保護者とその監護する 18 歳未満の児童に対し身体的虐待、ネグレクト、性的虐待、心理的虐待をする行為)により死に至ったもののほか、嬰兒殺及び嬰兒の遺棄、無理心中、その他の殺人を対象とした。その他の殺人と狭義の虐待との区分は困難だが、原則として、各機関「虐待の有無」への回答を判断基準とした。

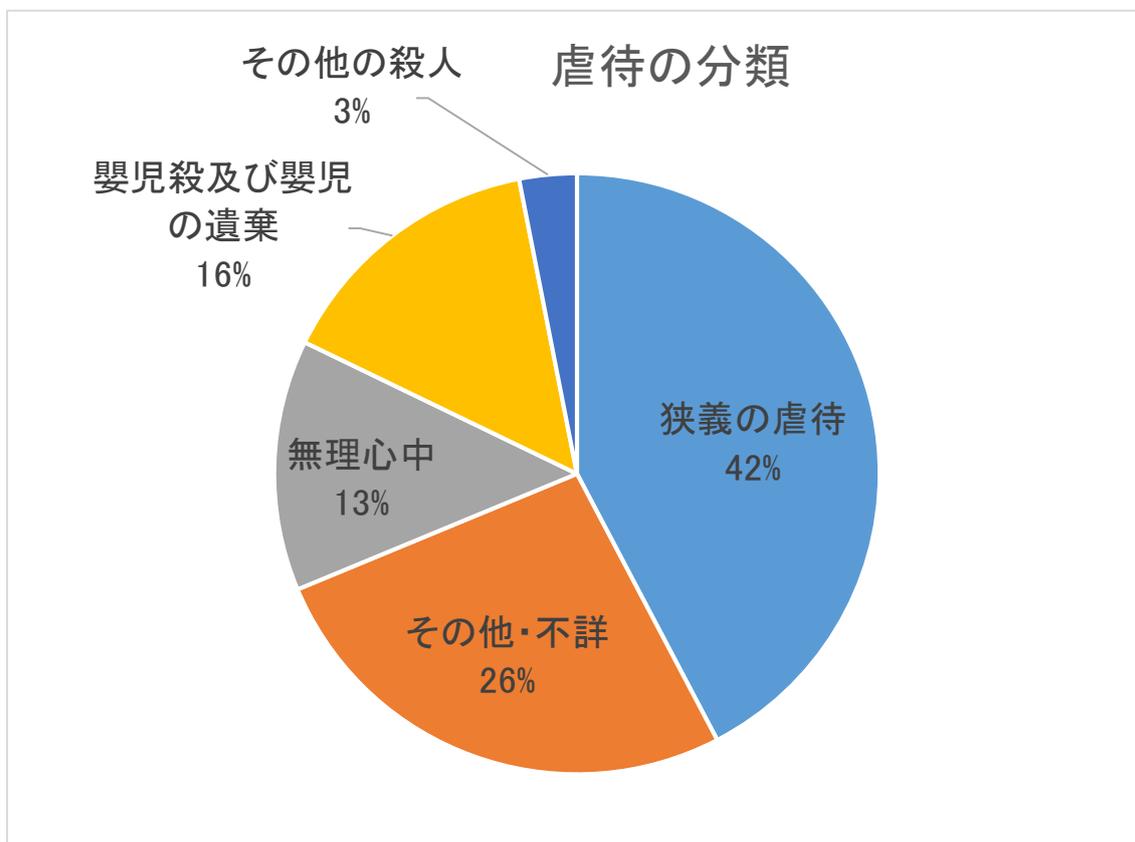
2. 調査機関

アンケート送付は全ての機関会員に行い、全 91 機関中 24 機関から回答(26%)があった。

3. 類型分類

前回までと同様に、1. 狭義の虐待、2. 嬰兒殺及び嬰兒の遺棄、3. 無理心中、4. その他の殺人、5. 不詳・その他の事例に分類し、特に狭義の虐待に重点を置いて報告する。本アンケートでは、7 年間で 175 例が報告されたが、そのうちの 9 例は、この調査対象に含まれない、虐待を伴わない自殺・内因死・不慮の事故と考えられるものだったため、残余の 166 例に関して分析を行った。内訳は下図に示す通り、166 例のうち、狭義の虐待が 69 例で 42%、嬰兒殺及び嬰兒の遺棄が 27 例で 16%、無理心中が 22 例で 13%、その他の殺人が 5 例で 3%、その他及び不詳が 43 例で 26%であった。前回の調査と割合を比較すると、狭義の虐待は 42%で変わらず、嬰兒殺及び嬰兒の遺棄は 14%から 16%に微増、

無理心中は19%から13%に減少，その他の殺人は11%から3%に減少，その他及び不詳は16%から26%に増加している。



4. 狭義の虐待死亡事例

4-1. 狭義の虐待の分類

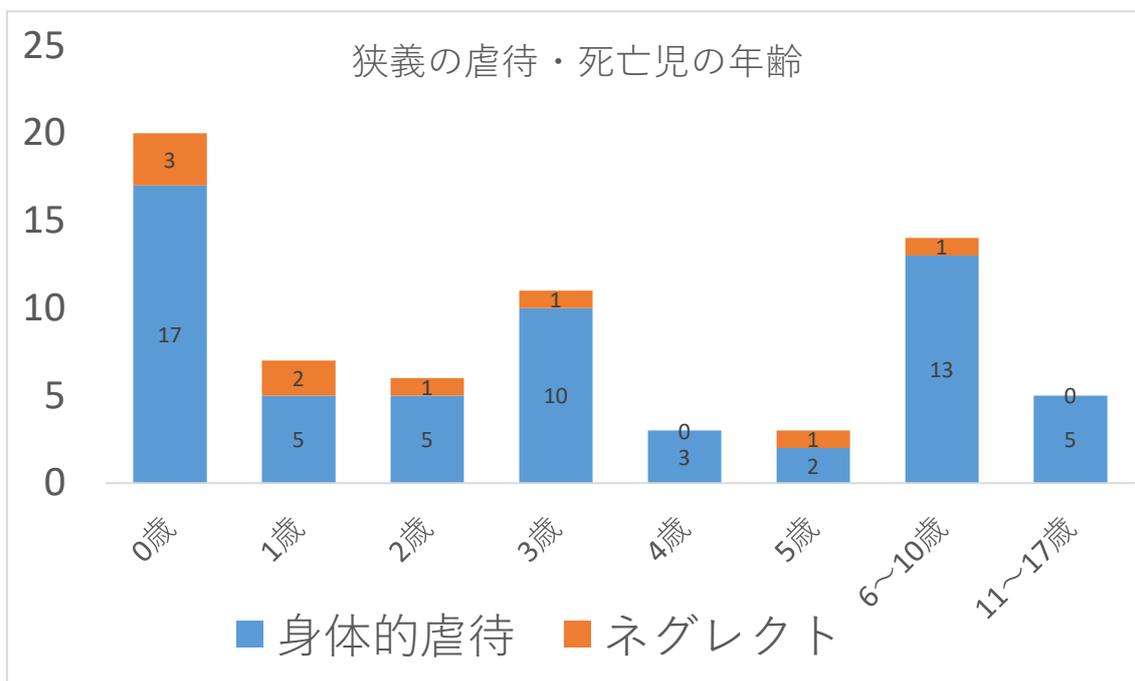
狭義の虐待には，身体的虐待，ネグレクト，性的虐待，心理的虐待の4類型があるが，死亡事案という点では身体的虐待かネグレクトかのどちらか，あるいはその合併に分類される。本調査では狭義の虐待事例である69例のうち，身体的虐待がネグレクトとの合併も含め60例あり，ネグレクトは20例であった。ネグレクトのうち，身体的虐待との合併を除くものは9例であった。また，性的虐待が3例，心理的虐待が8例あるが，いずれも身体的虐待やネグレクトと合併していた。

狭義の虐待の分類（回答69例）

- ・身体的虐待 60例（ネグレクト合併を含む）
- ・ネグレクト 20例（身体的虐待との合併がない例は9例）
- ・性的虐待 3例（いずれも上記他の類型と合併）
- ・心理的虐待 8例（いずれも上記他の類型と合併）

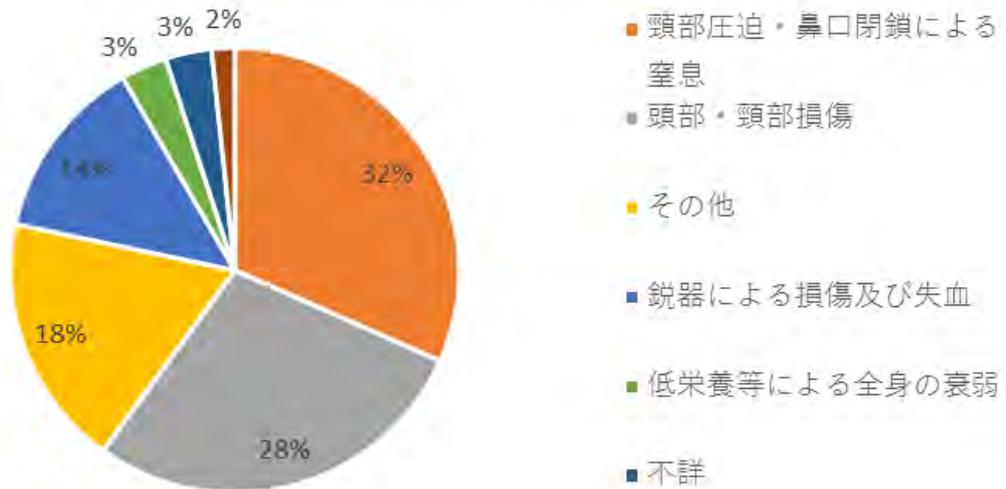
4-1-1. 身体的虐待事例（ネグレクトの合併を含む）

虐待を受けた児童の性別，年齢を下図に示す．身体的虐待 60 例については，性別は男子 32 例，女子 28 例であった．年齢は，0 歳が 17 例，1 歳 5 例，2 歳 5 例，3 歳 10 例，4 歳 3 例，5 歳 2 例，6 歳～10 歳 13 例，11 歳～17 歳 5 例であり，平均年齢は 4 歳であった．身体的虐待との合併は含まないネグレクト単独例については 9 例あり，性別は男子 3 例，女子 6 例であった．年齢は 0 歳児が 3 例，1 歳児が 2 例，2 歳と 3 歳と 5 歳と 6 歳が各 1 例であり，平均年齢は 2 歳で，身体的虐待に比べ低年齢層が高率であった．



身体的虐待の死因についての結果を示す．溺水を除く窒息が 19 例で 32%，頭部・頸部損傷が 17 例で 28%，その他（溺水，熱傷，外傷性ショックなど）が 11 例で 18%，鋭器による損傷及び出血が 8 例で 14%であった．死因不詳または不詳の外因は 2 例であった．

身体的暴行の死因



虐待の原因・動機については、回答のあった49例中18例が加害者の精神異常であった。加害者の精神異常のうち、16例が実母であり、母親のうつ病や育児ノイローゼが目立った。

身体的虐待の原因・動機（回答49例）

- 加害者の精神異常 18例
- 無責任 7例
- その他 6例
- 貧困 5例
- 反抗的態度・泣き声 5例
- 死亡児の精神的障害 4例
- 家庭不和 4例
- 愛情欠如 4例
- 死亡児の身体的障害 3例
- 加害者のいたずら 2例
- アルコール・薬物依存 2例
- 失禁・嘔吐 1例
- 飲酒酩酊 1例
- 異性関係のもつれ 1例

虐待の手段については、回答のあった 51 例中、11 例が殴打・蹴りであり、次いで、投げる・落とすが 9 例、溺水が 6 例であった。その他の 18 例には頸部圧迫が 9 例、ナイフなどの鋭器に因るものが 4 件含まれていた。

身体的虐待の手段（回答 51 例）

• その他	18 例
• 殴打・蹴り	11 例
• 投げる・落とす	9 例
• 溺水	6 例
• 煙草等の高温物質の使用	4 例
• 鼻口部圧迫	3 例
• 胸腹部圧迫	3 例
• 治療せず放置	3 例
• 高温場所に放置	1 例
• 食事制限	1 例

虐待の場所は回答を得た 51 例中 29 例が自宅屋内、8 例が屋外、不詳が 6 例であった。異変後の病院搬送については、回答 50 例中 32 例が搬送ありであった。

身体的虐待の主たる虐待の場所（回答 51 例）

• 自宅屋内	29 例
• 自宅以外の屋内	8 例
• 不詳	6 例
• 屋外	5 例
• 車両内	1 例
• その他／複数場所	2 例

身体的虐待の異変後の病院搬送

- 回答例 50 例中 32 例（64%）に病院搬送あり

過去の虐待の有無については、回答 47 例のうち、なしが 31 例、ありが 16 例であった。過去の虐待の情報源は回答 23 例中、今回の剖検が 10 例、児相の介入 7 例、警察の介入 2 例、受診歴が 1 例であった。家族構成に関する設問のうち、兄弟姉妹への虐待については、回答 30 例中 10 例がありと答え、兄弟姉妹への虐待の可能性の高さが示唆された。

身体的暴行の過去の虐待の有無（回答 47 件）

- なし 31 件
- あり 16 件

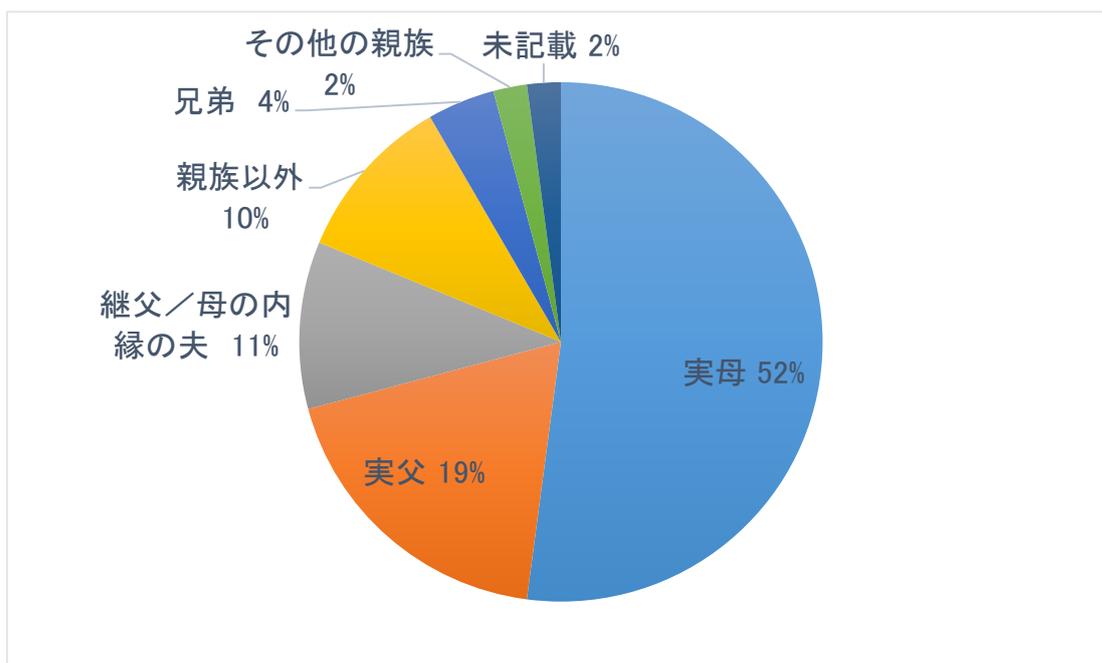
身体的暴行の過去の情報源（回答 23 件）

- 今回の剖検 10 例
- 児童相談所の介入歴 7 例
- 警察の介入歴 2 例
- その他 3 例
- 医療機関の受診歴 1 例

兄弟姉妹への虐待：回答 30 例中 10 例があり

身体的虐待の主な加害者としては、判明していると回答した 48 例中実母が 25 例で 52%，実父が 9 例で 19%，継父・母の内縁が 5 例で 11%の順であった。近年の厚労省のデータでは、実母が加害者である割合が減少し、実父が加害者である割合が増加傾向であるが、本調査では実母は前回の 42%から 52%に増加し、実父は 34%から 19%に減少している。主な加害者の年齢については、最年長が 51 歳の実父、最年少が 16 歳実母などで、平均年齢が 33 歳であった。

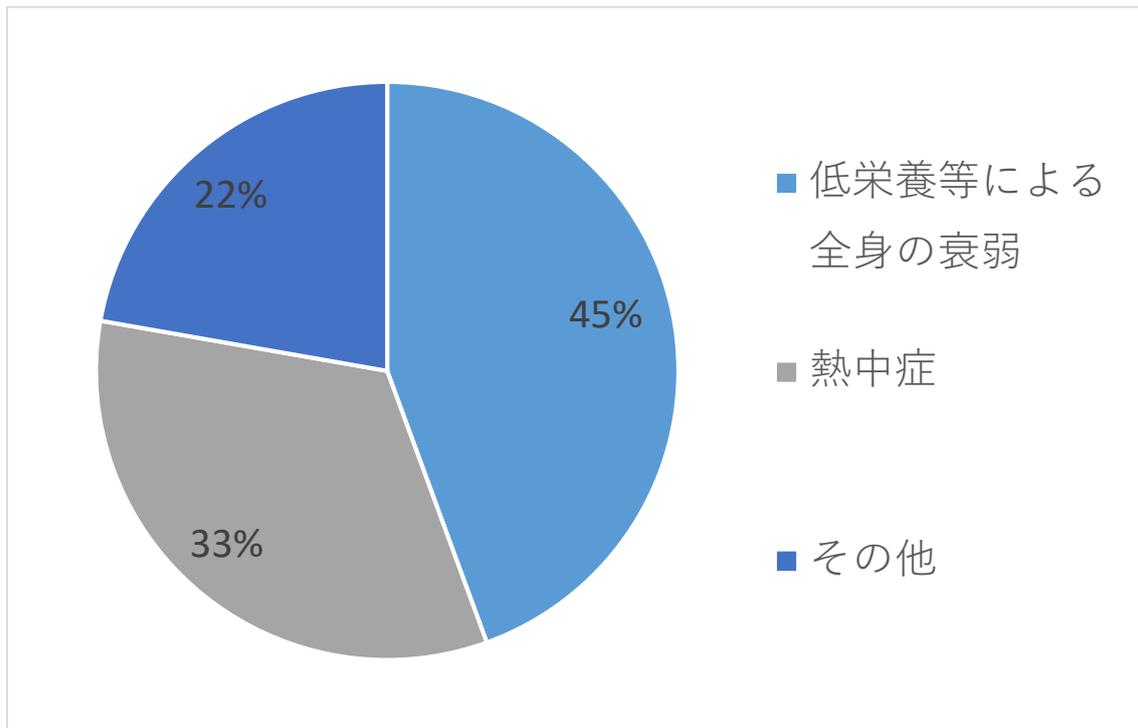
身体的虐待の主な加害者



4-1-2. ネグレクト事例（身体的虐待との合併は含まない）

ネグレクトの結果を示す。今回の調査では、ネグレクトは身体的虐待との合併例を除くと9例しかなかった。ネグレクトの死因は低栄養等による全身の衰弱が4例で45%、熱中症が3例で33%、他は不詳であった。

ネグレクトの死因



ネグレクトの主導的な加害者としては9例中実母が7例で、実父は1例であった。症例が少ないが、ネグレクトについても、実母の割合は前回の65%から87%に増加している。加害者の年齢は最高が実母の38歳、最小が実母の23歳、平均が28歳であった。

ネグレクトの主な加害者



虐待の原因・動機については、回答 9 例中、無責任が 5 例、貧困が 3 例、加害者の精神異常が 2 例の順であった。

ネグレクトの原因・動機（回答 9 例）

- 無責任 5 例
- 貧困 3 例
- 加害者の精神異常 2 例
- その他 2 例
- 愛情欠如 1 例
- 家庭不和 1 例
- 死亡児の反抗的態度・泣き声 1 例
- 加害者の異性関係のもつれ 1 例

虐待の手段については、回答 9 例中、治療せず放置、高温場所放置が各 4 例、食事制限が 3 例、寒冷場所放置が 1 例であった。虐待の場所については、回答のあった 9 例中、自宅屋内が 5 例、車両内が 4 例であった。

ネグレクトの主な手段（回答 9 例）

- 治療せず放置 4 例
- 高温場所放置 4 例
- 食事制限 3 例
- 寒冷場所放置 1 例

ネグレクトの虐待の場所（回答 9 例）

- 自宅屋内 5 例
- 車両内 4 例

異変後の病院搬送は、回答のあった 9 例のうち 8 例があり、1 例がなしで、身体的虐待と比べ高率を示した。過去の虐待については、回答 9 例中、ありが 3 例、なしが 6 例であり、その情報源は今回の剖検が 2 例、その他は未回答であった。家族構成に関する設問のうち、兄弟姉妹への虐待の有無については、回答 9 例中 2 例があると回答していた。

異変後の病院搬送：

回答 9 例のうち、あり 8 例（89%）、なし 1 例

過去の虐待：

回答 9 例のうち、あり 3 例、なしが 6 例

過去の虐待の情報源：

- 今回の剖検 2 例
- 未回答 7 例

兄弟姉妹への虐待の有無：

回答 9 例のうち、あり 2 例

4-2. 狭義の虐待に関する他の設問に対する回答

以上、身体的虐待とネグレクトに関して個別項目の集計を報告したが、以下は上記以外の設問の回答について述べる。

4-2-1. 身体各部の損傷

身体各部の損傷については、下記の表の通り、部位では頭部顔面が新旧併せ 42 例と最も多く、以下、上肢 30 例、下肢 29 例等であった。死因となった新しい損傷に加えて、新旧混在する損傷の存在もみられた。

身体各部の損傷

部位	新しい損傷	古い損傷	新旧の混在	損傷の計	なし	計
頭部顔面	29	2	11	42	16	58
頸部	20	0	4	24	37	61
胸腹部	19	2	5	26	33	59
外陰部・肛門	2	1	1	4	54	58
上肢	21	1	8	30	27	57
下肢	18	2	9	29	28	57
背部	19	0	7	26	30	56

重複回答あり

さらに、各部位の損傷については、頭蓋内損傷が 25 例と最も多く、虐待の指標とされる胸腺の萎縮は狭義の虐待症例 69 例中 19 例（28%）に認めた。表に有無の別を示す。

特定部位の損傷等の有無

部位	あり	なし	計
頭蓋内損傷	25	33	58
頸部圧迫痕	15	45	60
胸腹部臓器の損傷	15	41	60
胸腺萎縮	19	38	57
性器の異常	2	55	57

4-2-2. 窒息の有無と分類

窒息に関しては回答を得た 62 例中、ありが 24 例で、そのうちの 17 例が頸部圧迫、溺水が各 4 例、その他が 2 例、鼻口部圧迫が 1 例であった（重複あり）。

4-2-3. ネグレクトの有無とその分類

ネグレクトに関しては回答を得た 62 例中、ありが 20 例で、そのうちの 9 例が低栄養状態、その他が 5 例、熱中症が 3 例、疾病の放置が 2 例、脱水状態が 1 例であった。

4-2-4. 性的虐待の概要

概要には「膣口に裂創あるが、膣内容から精子は検出されない一方で、口腔・食道・胃内容から精子検出」という 1 例の記述があった。なお、身体各部の損傷の外陰部・肛門の概要については「肛門および外性器損傷」、「膣口の粘膜の離断、肛門縁の浅い皮膚の離断」、「処女膜の損傷（陳旧）」という 3 例の記述があった。

4-2-5. 心理的虐待の概要

「空腹で泣き叫ぶと、実母から「ばか、出て行け」と怒鳴られたり、押し入れに監禁されたりした」、「実父が実母を被疑者の眼前で平手打ち、警察が逮捕、心理的虐待として児相通告」、「心理・身体的虐待で一時保護されていた」との 3 例の記述があった。

5. 嬰兒殺及び嬰兒の遺棄の事例

嬰兒殺及び嬰兒の遺棄の事例については下記の通りである。被害を受けた子供の年齢は、回答された 27 例中、26 例が出生直後、1 例が胎児であった。また、死因に関しては不詳が 20 例、頸部圧迫等による窒息が 4 例、溺水が 3 例であった。

嬰兒殺・嬰兒の遺棄年齢

- 出生直後 26 例
- 胎児 1 例

死因

- 不詳 20 例
- 窒息 4 例
- 溺水 3 例

死因の種別

- 不詳の死 19 例
- 不詳の外因死 5 例
- その他 3 例

加害者は回答のあった 20 例の全例が実母であった。実母の年齢は最小が 17 歳，最高は 36 歳で，平均は 25.6 歳で，10 代が 2 例であった。動機としては，回答のあった 18 例中，無責任が 7 例，貧困 4 例，愛情欠如 3 例などであった。

加害者（回答 20 例）

- 全例が実母

実母の年齢（回答 16 例）

- 最小が 17 歳，最高は 36 歳。
- 平均は 25.6 歳，10 代は 2 名。

動機（回答 18 例）

- 無責任 7 例
- 貧困 4 例
- 愛情欠如 3 例
- その他 2 例
- 家庭不和 1 例
- 異性関係のもつれ 1 例

6. 無理心中の事例

無理心中の事例は下記の通りで，無理心中事例の被害児数は回答のあったのは 22 例で，死亡児の年齢は 0 歳が 7 例，1 歳～5 歳が 8 例，6 歳～10 歳が 4 例，11 歳以上が 3 例で平均年齢は 4.6 歳であった。他の虐待類型と比べ，全年齢に分布している傾向が認められる。無理心中事例の死因は，7 例が溺水，6 例が一酸化炭素中毒であった。加害者については，回答のあった 20 例中 19 例が実母，1 例が実父であり，年齢は実母が平均 35 歳であった。加害者の自殺動機は，回答を得た 16 例中，家庭不和が 5 例で，その他は様々であった。

死亡児の年齢（平均 4.6 歳）

- 0 歳 7 名
- 1 歳～5 歳 8 名
- 6 歳～10 歳 4 名
- 11 歳以上 3 名

死因（回答 22 例）

- 溺水 7 例
- 一酸化炭素中毒 6 例
- 不明 3 例
- その他 5 例
- 頸部圧迫等による窒息 1 例

加害者（回答 20 例）

- 実母 19 例（平均 34.9 歳）
- 実父 1 例（51 歳）

加害者の自殺動機（回答 16 例）

- 家庭不和 5 例
- その他 3 例
- 精神異常 2 例
- 貧困 1 例
- 異性関係のもつれ 1 例
- 死亡児の身体的障害 1 例

7. その他の殺人の事例

その他の殺人に分類した事例は、死因の種類は「他殺」で虐待の疑いもあるものの回答機関が狭義の虐待に分類しなかったものであり、5 例あった。死因は、不完全燃焼ガス吸引による急性一酸化炭素中毒、窒息、溺水による窒息（急性薬物中毒が死を早めた）、頸部刺創による出血性ショック死、溺死（推定）であった。

8. その他・不詳の事例

その他・不詳に分類した事例は、死因の種類は「不詳」ないし「不詳の外因死」で虐待の疑いもあるものの回答機関が狭義の虐待に分類しなかったものであり、43 例あった。死因自体が「不詳」や「不詳 検査中」で報告されているケースが多く、回答機関としてもグレーゾーンのケースであったと推察された。

9. まとめ

本調査の依頼日は平成 28（2016）年 9 月 30 日、症例の登録締切日は当初は令和 3（2021）年 12 月 31 日であったが、諸事情から令和 4（2022）年 3 月 31 日まで延長した。しかしながら、前回の同調査の回答率（56%）に比べて、今回は各機関からの回答率が 26%と低く、締め切り 1 か月前のリマインドや入力期間延長をしたものの症例数は前回の半数以下にとどまった。今回は前回の調査から引き続いて前向きに継続して調査が行われていたが、入力状況を振り返ると依頼日直後と登録締切日直前に症例登録が集中しており、また時々思い出して大量の症例を登録して頂いた機関もあり、結果的には後ろ向き調査の方が効率は良かった印象がある。

さて、課題調査は法医実務で得られた情報を学会内に留まらず社会にフィードバックするとともに、継続的な調査を行うことで対象症例・データの傾向を把握し将来の鑑定に役立てることが重要である。今回の課題調査対象である被虐待児の法医解剖例については、前回の結果から傾向に大幅な変化はみられなかったが、死亡例の解剖所見に関する調査は他になく、今後も定期的な調査が必要と考えられた。特に、近年では令和元（2019）年 12 月 1 日に成育基本法が施行され、同法第 15 条 2 項では「国及び地方公共団体は、成育過程にある者が死亡した場合におけるその死亡の原因に関する情報に関し、その収集、管理、活用等に関する体制の整備、データベースの整備その他の必要な施策を講ずるものとする。」とされているが、法医解剖症例については情報の扱いに制限が多く、子どもの死因究明（Child Death Review）の流れに組み込むにはハードルが高いのも事実である。子ども虐待による死亡は「予防可能な死」であり「多職種専門家が連携して系統的に死因調査を実施して登録・検証し、効果的な予防策を講じて介入を行う」という Child Death Review の制度に欠かせない情報源として、法医解剖症例から得られた情報を提供できるような環境整備が望まれる。

一方ここ数年で、倫理指針の厳格化により、課題調査を含む調査・研究実施のハードルが上がっている。今後の課題調査は日本法医学会「医の倫理委員会」の倫理審査に加えて、調査に協力して頂く全機関の倫理委員会において倫理審査を受ける必要がある。また、過去の課題調査報告では症例の詳細が記載されていたケースも散見されたが、近年は個人情報取扱いが厳格化され、とりわけ法医解剖例については、捜査情報などが絡むケースもあることから、調査方法（質問内容など）も大幅に改める必要がある。

令和 4（2022）年 4 月には厚生労働省から日本法医学会に対し「虐待による児童の死亡事案の情報共有について」の協力依頼があり、また令和 4（2022）年 6 月の児童福祉法の改正に伴い「児童虐待対応における法医学教室等と児童相談所の連携強化について」（令和 4 年 8 月 3 日子家発 0803 第 1 号）の通知があるなど、児童虐待問題における社会の法医学者に対する期待は大きい。法医学の医師数がなかなか増えない中で、日常の法医解剖、教育、研究で手一杯である機関・会員も多いと思われるが、各地域における機関連

携，生体鑑定などの依頼には出来るだけ協力して，被虐待児を救うとともに虐待死の防止に努めることが期待されている。

10. 謝辞

貴重な時間を割いて本課題調査にご協力いただいた関係機関に深く感謝いたします。

11. COI 開示

発表に関連し，開示すべき COI 関係にある企業・組織や団体などはありません。

日本法医学会企画調査委員会

委員長 美作宗太郎

副委員長 岩瀬博太郎

委員 浅野水辺，池谷博，高塚尚和，西谷陽子（50 音順）

【参考資料】

1. 日本法医学会課題調査報告（VII）被虐待児の司法解剖例収録．日法医誌 1982; 36: 768-790.
2. 日本法医学会課題調査報告(XVI)被虐待児の司法剖検例に関する調査 平成 2 年(1990)～平成 11 年 (1999) . 日法医誌 2002; 56: 276-279.
3. 日本法医学会課題調査報告 被虐待児の法医解剖剖検例に関する調査 平成 12 年 (2000)～平成 18 年 (2006) . 日法医誌 2008; 62:222-228.
4. 日本法医学会課題調査報告 被虐待児の法医解剖例に関する調査 平成 19 (2007) 年～平成 26 (2014) 年. 日本法医学会ホームページ (http://www.jslm.jp/problem/childabuse_2017.pdf)
5. 厚生労働省. 令和 3 年度 児童相談所での児童虐待相談対応件数 (速報値) . (<https://www.mhlw.go.jp/content/000863297.pdf>)